

太陽の家 デイ・サービスセンター 運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人九十九里ホームが開設する太陽の家デイ・サービスセンター（以下「事業所」

という。）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者が、要介護の状態にある高齢者（以下「要介護者」という。）に対し、適正な通所型サービスを提供することを目的とする。

(運営方針)

第2条 事業所の従業者は、利用者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び生活指導等を行う。

2 利用者の社会的孤独感の解消及び心身の機能の維持、並びに利用者の家族の身体的・精神的負担の軽減を図るものとする。

3 事業の実施に当たっては関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

一 名称 太陽の家 デイ・サービスセンター

二 所在地 匝瑳市春海 6387

(職員の職種、員数、及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

一 管理者 1名

管理者は事業所の従事者の管理及び業務の管理を行う。

二 生活相談員 1名以上（常勤職員）

生活相談員は利用者又はその家族との相談の上、事業計画を作成し、サービスの提供方法等について十分な説明を行う。

三 看護職員 1名以上（常勤・非常勤職員）

看護職員は利用者の健康管理を行う。

四 介護職員 2名以上（常勤・非常勤職員）

介護職員は、事業計画に基づき、利用者に必要な介護を行う。

五 機能訓練指導員 1名以上（看護職員兼務）

機能訓練指導員は、利用者に必要な機能訓練を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

一 営業日 月曜日から土曜日までとする。ただし、12月29日から1月3日までを除く。

二 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。

三 サービス提供時間 午前9時00分から午後16時30分までとする（送迎時間除く）。

ただし、管理者が必要と認めた場合は、その限りではない。又、電話等により24時間連絡が可能な体制とする。

（通所型サービスの利用者定員）

第6条 通所型サービスの利用者定員は1日20人までとする。

（通所型サービスの内容）

第7条 事業の内容は、次のとおりとする。

一 生活指導（相談援助等）

二 機能訓練（日常動作訓練）

三 介護サービス（移動や排泄の介助、見守り等）

四 介護方法の指導

五 健康状態の確認

六 送迎

七 入浴

八 食事

（通所型サービスの利用料等）

第8条 事業を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該事業が 法定代理受領サービス であるときは、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

2 法定代理受領サービス に該当しない事業を提供した場合に、利用者から受ける利用料の額と、厚生労働大臣が定める基準により算定した費用との間に不合理な差額が生じないようにする。

3 前項のほか、次に掲げる費用を徴収する。

一 次条の通常の事業の実施地域外の送迎は、別に定める料金表によるものとする。

二 食材料費及び調理費（おやつ代含む）は別紙「料金表」に定めるとおりとする。

三 おむつ代は別紙「料金表」に定めるとおりとする。

四 前条に掲げる介護以外のサービス利用に係る費用は、別途徴収するものとする。

五 事業の提供において日常生活のうち、利用者が負担することが適当と認められるもの。

- 4 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又は、その家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

（通常の事業の実施地域）

第9条 通常の事業の実施地域は、匠瑳市、旭市の区域とする。

（サービス利用に当たっての留意事項）

第10条 利用者は、他の利用者が適切なサービスの提供を受けるための権利・機会等を侵害してはならない。

- 2 利用者は、事業所の設備・備品等の使用に当たっては、本来の用法に従い使用することとし、これに反した使用により事業者に損害が生じた場合は、賠償するものとする。

3 事業者は、利用者の重大な過失により、利用者の身体等に被った損害に対しては、賠償を命じることができるものとする。

- 4 その他この規定に定めるもののほか、サービスの利用に関する事項については、契約書に明記し、利用者に説明するものとする。

（緊急時等における対応方法）

第11条 従事者は、事業の提供を行っている時に、利用者の病状に急変、その他事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

（非常災害対策）

第12条 非常災害に備えて必要な設備を設け、防災、避難に関する計画を作成する。

- 2 非常災害に備え、少なくとも1年に3回以上（内1回は夜間又は夜間想定訓練）避難、救出その他必要な訓練等を行う。

（その他運営に関する重要事項）

第13条 事業所は、介護職員等の質的向上を図るための研修の機会を設けるものとし、又、業務体制を整備する。

- 2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

（虐待の防止のための措置に関する事項）

第14条 施設は虐待の防止に努めるため、以下の措置を（令和6年3月31日までに）行う

- ① 虐待防止のための指針を設ける
- ② 虐待の防止にかかる体制として、虐待防止検討委員会を設置する
- ③ 虐待防止委員会の委員長を、施設の虐待防止にかかる措置の担当者とする

④ 虐待防止のための従業者への研修を定期的かつ計画的に行う

⑤ 虐待又は虐待が疑われる事案が発生した場合の対応方法等を示したマニュアルを策定する

(その他)

第15条 この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、社会福祉法人九十九里ホームと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は令和6年1月1日から施行する。